

平成23年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成23年9月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成23年9月12日 10時06分

1. 閉 議 平成23年9月12日 11時21分

1. 延 会 平成23年9月12日 11時21分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

			2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎			
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 2名

1番	正木	秀男	8番	水上	久美子
----	----	----	----	----	-----

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長	林	一勝	事務主事	高梨	鉄也
------	---	----	------	----	----

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	水本	雄三	副町長	熊崎	訓自
会計管理者	吉川	廣	教育長	清原	武

富田事務所長

兼農林水産課長	辻	政	信	日置川事務所長	前	田	信	生	
総務課長	小	幡	一	彰	税務課長	田	井	郁	也
民生課長	鈴	木	泰	明	生活環境課長	堀	本	栄	一
観光課長	正	木	雅	就	建設課長	坂	本	規	生
上下水道課長	山	本	高	生	地籍調査課長	中	戸	和	彦
教育委員会									
教育次長	青	山	茂	樹	消防長	山	本	正	弘
総務課課長	笠	中	康	弘	農林水産課課長	鈴	木		泰
総務課副課長	榎	本	崇	広					

1. 議事日程

- 日程第1 議案第71号 専決処分の承認について
- 日程第2 議案第72号 専決処分の承認について
- 日程第3 議案第73号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第74号 専決処分の承認について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第75号 物品購入契約の締結について
- 日程第7 議案第76号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第8 議案第77号 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第9 議案第78号 白浜町暴力団排除条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 白浜町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第80号 白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第81号 白浜町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第82号 平成23年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第14 議案第83号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第15 議案第84号 平成23年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第16 報告第12号 第45期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について
- 日程第17 報告第13号 第14期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について
- 日程第18 報告第14号 平成22年度財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第12

1. 会議の経過

○議 長

おはようございます。

開会に先立ち、去る9月2日から9月4日にかけて台風12号が紀伊半島を縦断いたしました。観測史上最大といわれる集中豪雨による土砂災害、河川の氾濫等により、尊い命を奪われた方々や安否不明の方々は全国で100人を越え、未曾有の大災害となりました。

お亡くなりになられました方々やご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げる次第であります。当町議会として黙祷を捧げ、哀悼の意を表したいと思っております。

ご起立をお願いします。黙祷。

(黙祷)

○議 長

黙祷を終わります。ご着席ください。

冒頭に、町長より台風12号の対応について経過説明の発言を求められていますので、これを許可します。

番外 町長 水本君（登壇）

○番外（町長）

台風12号の対応について経過説明をした。

○議 長

ただいまから白浜町議会平成23年第3回定例会2日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。2番 正木秀男議員、8番 水上議員より欠席の届出がございます。

堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘氏から「漁業用軽油にかかる軽油取引税の免除措置に関する国への意見書提出を求める要望書」が提出されています。取り扱いについて議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、お手元に配付しています。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いで結構かと思っております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第71号 専決処分の承認について

○議 長

日程第1 議案第71号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第71号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第71号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第72号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第72号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14番

リヴァージュ・スパひきがわの件だと思うんですが、海岸にテトラポットを置くとかそういう計画がどのように県、国交省の方へ申請をされているのか。やはり、流出されている、えぐられているという部分があると思うんです。そういう意味では、沖に消波ブロックを置くとか景観の問題があるんだろうと思いますけれども、その点について町当局としたら今後どのような対応をされるのか。その点についてお伺いしておかないと、また同じようなことが起きると推測されますので、当局としてどのように考えているのかお伺いしておきたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番外(観光課長)

リヴァージュ・スパひきがわの前面の志原海岸の件についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、前面は海岸保全区域となっており、管理も和歌山県となっております。現在、海浜沖の潜堤とホテルの前面には防波堤、防潮堤もあるわけなんですけども、このことについて、現在県とそのあり方について協議をさせていただいているところでございます。潜堤の形状、防潮堤の今現在の形が段差のある堤防ではなしに、階段護岸のような形

となっておりますので、そうしたことも今後県と協議をさせていただきたいと考えます。

それと同時に、施設側といたしましても、前面の堤防がホテル側から見るとかなり低いということもありますので、ホテル側としましても、まだどういう対策をとるところまでは決まっていないんですけども、波を直接受けたくないような防止策を今後考えていきたいと考えております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

きちんと対応してほしいと思うんですけども、今の防潮堤は波が上がってくるようになっているでしょう。止める働きになっていないですよ。その点について、やはり県はもちろんリヴァージュ側の景観の問題もあると思うけども、結局どうしても外へ置く機械設備があれば、潮をかぶるということになりますから、その機械設備をどのような格好で保護するということも含めて、この部分については、台風のたびに心配せんならんということになりますから、観光課だけの問題ではなしに、きちんと各課で調整をしていただきたいと要望をしておきたいと思います。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

そのことで、また12号の台風でも6号の台風でこのようになったものですから、結局それなりの措置を講じてると思うんです。今後ずっと続くということも考えられることですし、結局台風12号のことでも専決でまた後日出てくるのではなかろうかということもありますし。だから、楠本議員がおっしゃったような話について、抜本的に考えていただかないと、町もそうですし、指定管理をしているリヴァージュについてもそういうことが今後そのたびに苦慮せんならんということもありません。

それと、先ほど護岸についての話だったんですけど、段々の護岸にしていることに対しては、設置当初に地元の方なりある程度の方々は、これでは波が上がってくるのではないかと申し上げていたんですね。にもかかわらず、行政側が美観ばかりの話の中できたものですから、今後は保全区域でもありますけれども、形状を変えるなり何なりしたら、結局当局側よりも県がそういうことについて、わりと強引にきたような背景もあるように思われるので、やはり我々町として負担を軽減できるような、向こうへ丸投げで持っていけるような交渉も、これだけ財政が厳しい中でということをおし伝えておきたいということでもあります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第72号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第72号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第73号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第73号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第73号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第4 議案第74号 専決処分の承認について

○議 長

日程第4 議案第74号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第74号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第74号は原案のとおり承認されました。

(5) 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

○議 長

日程第5 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第11号は以上で終わります。

(6) 日程第6 議案第75号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第6 議案第75号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第75号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第75号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第76号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第7 議案第76号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 笠原君

○2 番

増額ということで、理由については防水工事を予定していなかったためとあるわけですが、常時施設の管理について、きちんと毎年毎年確認をされると思うんですが、その時にどういう状況で確認をされていたかということが問題になるかと思うんです。施設というのは、日々管理を怠っては予算をあげることもできません。この耐震化に伴ってあげたという部分もなきにしもあらずかなという感じもしますので、そこら辺の状況はどうであったのかということの説明をしていただきたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のご質問の管理についてですけれども、議案書の参考資料の26ページにあります校舎棟Bについては教室ということで、一部雨漏れの状況がみられておりました。それについては、当初から設計の中に組み入れておったわけですが、工事については耐震ということで、常に耐震を優先として組み入れ、無駄な改修についてはなるべく省くということで学校とも協議をして組んでおったんですけれども、校舎棟Aについては、今まででも天井からの雨漏れの状況、また学校からもそういう報告は今のところ受けておらなかったわけですが、今回改修で天井、壁等改修のときに、やはり上を見ますと雨漏れの傾向がみられたということで、また数年後には雨漏れとして防水工事をせざるを得ないような状況だったので、今回追加として防水工事をさせていただく状態です。

○議 長

2番 笠原君

○2 番

私も学校関係の校舎、小学校、中学校ともいろいろと確認をさせていただいたときに、その校長先生のお話では、いろいろとあげているけどなかなか実行に移らないというのが現状であるということも聞いております。大きくなる前に補修とか整備が重要だと聞いてますので、道路でもそうなんですけれども、少し割れ目がきた時に浸透するということもありますので、学校関係の管理については徹底的に子どもを守るためにも必要な校舎でございますので、日々あげていただくということをもう一度チェックをお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

9番 南君

○9 番

指名競争入札についてお聞きしたいんですけれども、工事の時に実際指名競争入札といてもほかの業者がなかなか入りにくいと思うんですけれども、こういう場合は今まで指名競争入札をしてほかの業者がとったという例はございますか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

指名競争入札ですので、町内のできる業者ということで指名はさせていただいて、その中でそれぞれの業者が公平にとっていると思われま

○議 長

9番 南君

○9 番

よくわかるんですけども、要は入札してもあまり生きてこないというか。よそは現実的に入れないでしょう。これ随意というのは難しいのですか。一長一短はあるでしょうけども。形は指名競争入札というのをとらないとだめだと思うんですけども、現実的にその点はどうでしょう。指名競争入札というのは生きているんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

競争ですので、一応率にしましても、今現在は予定価格というのは公表されておりますので、そこから見ましても、ざっと92%ということで、競争されていると思われま

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第76号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第76号は原案のとおり可決されました。

（8）日程第8 議案第77号 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

○議 長

日程第8 議案第77号 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 正木司良君

○13 番

この1億8,500万円の事業は随意契約になっているわけです。ということは、競争入

札でなしに特定のあなたにお願いしますということですね。この日本下水道事業団というのは、ひとつの企業体でなしに、ひとつの法人組織じゃないかと思うんですね。

それともう1点は、毎回指摘させていただいているんですが、この関連の事業については町内の企業はだめです、和歌山県内の企業もだめですよと。東京に拠点を置く許認可の問題ですけども、そういう資格のある企業でなければだめだという前提があるんですけども、そのあたりの展開。

それから、この事業団、随契で受けた事業団が今度はA社、B社、C社に競争入札か指名か知りませんが、その企業を決定するのかどうか。それであれば、競争入札で1億8,500万円、もう少し安くなるようにできるんじゃないかということもあるんですけども、そのあたりについてご答弁いただけますか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

今のご質問ですけども、町による入札執行はできないのかということが1点あったと思いますけども、町においても処理場の建設、更新工事の設計、監理監督に携わることのできる専門的な技術を持つ職員がいないことが、設計、入札を執行できない一番の要因でございます。また技術者の育成には、浄化センターの構造や設備すべてを把握し、熟知するには相当な年数、期間が必要となることから、白浜町と同じ規模の施設の地方自治体の多くは事業団に委託しているのが現状でございます。事業団での設計作成から一般競争入札の執行と豊富な経験を有するスタッフによる工事施工、管理、検査を行政に代わって行っていただけることなどから、事業団に委託するものでございます。下水道事業団とは、その前身は技術者不足に対応するための技術援助を主目的に国及び地方公共団体の折半出資により、設立された下水道事業センターでございます。その後は地方公共団体の要請も施設建設に重点が移り、それに対応する形で昭和50年に日本下水道事業を発足しました。また、平成15年10月1日からは地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、国と地方公共団体の共同出資から地方公共団体のみの出資として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人となっております。その目的としましては、日本下水道事業団法に地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の設備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することとされているものでございます。

以上でございます。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

何かわかりにくかったんですけども、要はこの事業団は一つの法人の組織であって企業体ではないわけです。〇〇水道工事会社という企業体じゃないんです。そうしますと、町がこの事業団にあなたにお願いしますと言って随契をしまして、その事業団が個々の企業を選ぶわけですね。

それともう1つ、白良浜の浄水の施設ですけども、前に3,000万円くらいの事業費が

あったわけです。それは、地元の企業でも十分できるわけです。それでも日本公共水道事業の難しい専門的な許認可が地方の業界ではないので、わざわざ東京のほうにお願いするとか、そういう非常に形式にこだわるような点がこれまでもあったわけですが、そこらの是正することができないのかどうか。それは国の法律に基づくものかどうか、そこらお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番外（上下水道課長）

先ほどと同じ答弁になるかと思えますけれども、やはり自分のところで入札執行をするのは大変よいことだとは思いますが、技術的なことが上下水道課ではそこまでできる技術者がいませんので、どうしても下水道事業団に委託をして、下水道事業団が一般の工事会社に一般競争入札ということで入札をおこなう形をとらせていただいております。

○議 長

14番 楠本君

○14番

前にもお伺いしたと思うんですけども、山本課長のお説はその通りだと思うんですけども、ただ単に今回も1億8,500万円でこういう予算を組んでいる場合に、二次計画はやらんという上における設備投資なのか。これも含めて今後電気系統だとか、ここに載っている設備、これは将来を見通した設備投資であるのか、その点について疑問があると思うんです。それと、ランニングコストを考えたら、電気なんかは配電盤であろうと何であろうと、先に建てておいて配線もしておいて、つなぎ込みは後からできるという方法もあって、設備投資を先行投資するほうが安いランニングコストにならないのか。ここらをやはり技術者が育っていないというんじゃないに、下水道事業団に丸投げでなしに、やはりここらは考えてもらわないと、これだけ大きな金額を投資していくわけですから。また二次計画を含めた設備投資であるのか。この下水道の処理場はこの絵で見たら、そんなにスペースはないと思うんですけども、これでエンドであるのか。ここらについて上下水道課として、また当局としてどのように考えておられるのかご答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番外（上下水道課長）

今の楠本議員のご質問ですけども、次の拡張の部分も含めているのかというご質問だと思いますけども、これは含めておりません。今の施設の浄化設備の機器類の老朽化に伴う更新工事ということでございます。

○議 長

14番 楠本君

○14番

そしたら、この1億8,500万円は今まで開設してから老朽劣化によって、すべて更改をしなければならないということと理解しておけばいいわけですね。

そしたら、この耐用年数はだいたいどのくらいを試算されているんでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番外（上下水道課長）

機器類の耐用年数は機器によって違いますけども、一番短いもので7年くらいから15年の間、平均しますと10年くらいと把握してございます。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第77号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第77号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 34 分 再開 11 時 01 分）

○議長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

休憩中の議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日、議案第85号から報告第17号が提出されましたが、本日は配付にとどめることになりました。

また、議案第85号から議案第96号の決算認定については、申し合わせにより決算審査特別委員会を設置していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

13日の第3日目の運営につきましては、開会后、町監査委員から監査報告を受けることとなりましたので、ご了承をお願いします。

この後、本日は日程第12 議案第81号まで審議を行い延会いたします。延会后、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長

引き続き、審議を行います。

（9）日程第9 議案第78号 白浜町暴力団排除条例の制定について

○議長

長

日程第9 議案第78号 白浜町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

13番 正木司良君

○13 番

この条例の制定には異論はないんですけども、取り組みについてお伺いをいたします。

白浜町には、かつて暴力追放宣言都市が一定の条例制定の中で制定されているわけです。当時、昭和27年後半から30年代にかけては、温泉街に暴力団事務所が2つございました。そして組抗争を絶えなかった。それで法律すれすれの風俗店が点在しておりまして、観光客相手のそういう刑法犯が頻発していたと。そして住民生活が脅かされたので行政が毅然と立ち上がって町民の盛り上がりの中で、暴力団の追放宣言都市を掲げたわけです。それがずっと続いているわけなんです。当時と比べますと、今は私の思うところでは平穏で暴力団の影も見当たらない。こういう現状の中で、あえて今この暴力団排除条例の制定が必要なんだということで、急遽上程されてその背景や動機についてお伺いしたいと思います。

○議長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

今議員からご質問ございましたように、白浜町におきましても、暴力団の組事務所というものが以前にはあったと私も伺っているところです。ただ、昔のように表に出て犯罪行為をするというのはここ数年来、警察及び町民の方々の努力によりまして、白浜町におきましても激減、ないと考えております。ただ、その代わりに法をすり抜けるすれすれのいろいろな形の中で暴力団が資金源を稼ぐための活動というのは我々には聞こえてこないんですけども、そういう暴力団の活動は町内でもひょっとすればあるかと考えます。

今回、暴力団排除宣言につきましては、平成18年に宣言等ということで暴力団の排除推進の宣言ということで制定をして、現在もそれを遂行しているところであります。やはり県下で暴力団組織が今なくなっていく状況でありますし、また準組合員というところでの人数も多くなっている状況であります。特に県警といたしましても、県警だけでは暴力団排除に取り組むことが難しい、大変であるということもありますので、広く町民、県民も含めましてそういう中で情報を得る、そしてそれを強く取り締まっていくということで、今回県内の市町村で条例を制定するものでございます。

○議長

13番 正木司良君

○13 番

そういう当局の見解の中で提案がされているわけです。今の課長の答弁では県下の自治体すべてが一斉に条例を制定するということですか。

○議長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

県内ではすでに制定をしている市町村もございます。これから随時議会等々でご相談をさせていただいて、各市町村がすべて制定するという方向で取り組んでいるところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第78号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第78号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第79号 白浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第79号 白浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14 番

確認のためにお伺いいたします。

参考資料の36ページですけれども、寄付金控除の中で、町内には公益法人等かなり多くあると思うんですけれども、ここらの寄付金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として市町村が条例で定めるものを追加するということになっておりまして、その下限を2,000円とするとなっているんですけれども、どこの法人組織も定款がありまして、その地区その地区に対して住民の福祉に寄与するような定款の組織になっていると思うんです。こういう部分については、社団法人であっても適用されるということになるんでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 田井君

○番 外(税務課長)

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の平成20年の改正で県あるいは市町村が条例指定をすれば、寄付金控除の対象になるという地方税法の改正が出たんですけれども、その当時、和歌山県も県下大部分の市町村も条例指定をしていませんでした。それで今回和歌山県が条例指定をするので市町村もあわせて条例指定をするということで条例改正を出させていただきました。

今の段階で、ここに書いてありますように、公益社団法人、公益財団法人などに対する寄付金で一定の要件を満たすものというもので、国のほうで指定したものは所得税のほうで寄付金控除の対象にもなるんですけれども、県税、町民税については対象になっておりませんで

した。それで今回の県条例の改正で県も条例で指定すると。それに合わせて市町村も県に準じて条例改正をするということでございます。今回の条例の改正ということで、この後の具体的なものについては、県がまた規則で定めるということになってございます。それで、県のほうから具体的にこういうものについては、法人については寄付金控除の対象にするということでリストが出てくる予定になってございます。町も県の規則に準じて規則で定めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

そしたら、これから具体的な部分については出るということで理解しておいたらいいということになると思うんですが、今法人組織の改定で平成23年までには各法人組織は変わりますよね。今町内の各法人組織もそういう準備作業を定款からしているんですけども、現実はどう変わっていくのかということは、今後県が条例を指定した上において、町もそれに準じて指定していくから、今後変わっていく分については今後のことだと理解しておいたらよろしいですか。

○議 長

番外 税務課長 田井君

○番 外（税務課長）

県の規則に準じて、町も考えていきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第79号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第79号は原案のとおり可決されました。

（11）日程第11 議案第80号 白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第80号 白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 湯川君

○10 番

この条例を改正して、これに関係してくるような物件というのはあるのでしょうか。

それと、今都市計画の審議会が大分開かれていないと思うんですけども、この条例とは関係はないんですが、都市計画審議会の進捗状況、早くしていかないといけないと思うんですけども、どういう計画をされているのか。その2点。

○議 長

番外 税務課長 田井君

○番 外（税務課長）

今回の条例改正の内容ということで、課税標準を軽減する特例措置が廃止された主なものということで、参考資料の中で1から4まで書いておりますが、白浜町の場合、これに該当しているものはございません。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

都市計画審議会の件でございますけれども、昨年度にかけて都市計画マスタープランの関係で審議会のほうもしていくということで進めております。都市計画マスタープランがまとまりましたので、今後開催していきたいと考えてございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第80号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第80号は原案のとおり可決されました。

（12）日程第12 議案第81号 白浜町立幼稚園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第81号 白浜町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 笠原君

○2 番

条例を改正するにあたって、今までの4歳以上に今回3歳も加わるということになってお

りますけども、現状はどのようなんでしょうか。そこら答弁をお願いします。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のところ現状としまして、3歳児につきましては、富田幼稚園では幼児園として、しらとり保育園とともに行っております。32名の児童がおります。その中で合計保育園としましては3歳児91名、堅田保育園を入れますと約140名くらいが3歳児ということになっております。その後待機している児童につきましては、今のところは伺っておりません。

○議 長

2番 笠原君

○2 番

そうしますと、ここの幼稚園の部類のところには3歳児が加わるということですので、現状がないのに関わらず、それを取り入れなければならないこれからの見通しというのはどのように考えてますか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今現在の3歳児の報告をさせていただきましたけども、人口から言いますと、2歳児については151名あります。その中で今現在2歳児で就業しているのが71名ということで、今現在約50%が2歳児で保育園に通っているということになります。その方が次に3歳児となりますので、50%の方が保育園に行かれる方、その後家庭で見るとということで幼稚園へ行かれない方がでてくるとおられます。その中で今現在、富田幼稚園では一応10名の受け入れを予定しております。

○議 長

2番 笠原君

○2 番

最後になりますけども、やはり公立と私立の入所率というのは保護者の希望により選択されるわけですけども、やはり共存しなければならない実情があるかと思えます。その点におきまして、公平なる部分であろうかと思えますけれども、実質の0歳から未満児の部分と3歳そして4歳以上ということのデータをもっとしっかりとらないと、150人いるからといって150人すべてが入るわけではございませんので、そこら辺の実態調査というものを常にやる必要があると思えますので、今後は民間を圧迫しないようにお願いしたいと思えます。

以上です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第81号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第81号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが本日はこれをもって延会し、次回は明日9月13日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は明日9月13日火曜日午前10時に開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、11時21分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 9 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員